

規制改革関係府省庁連絡会議の開催について

令和 4 年 5 月 31 日  
関係府省庁申合せ

- 1 「規制改革推進に関する答申」(令和 4 年 5 月 27 日規制改革推進会議決定)において、「規制改革関係府省庁は、規制改革関係府省庁連絡会議を設置することなどにより連携を強化し、規制改革の実効性を高める」こととされたことを踏まえ、関係府省庁間の連携を強化し、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築するため、規制改革関係府省庁連絡会議(以下「連絡会議」という。)を開催する。
- 2 連絡会議の構成員は、以下のとおりとする。また、連絡会議の下、関係府省庁の課室長級から構成される幹事会を置く。

議 長 内閣府特命担当大臣(規制改革)を補佐する内閣府副大臣  
構成員 新しい資本主義に関する事務の調整を担当する大臣を補佐する内閣府副大臣  
内閣府特命担当大臣(地方創生)を補佐する内閣府副大臣  
デジタル副大臣  
経済産業副大臣

- 3 連絡会議の庶務は、内閣府地方創生推進事務局、デジタル庁及び経済産業省の協力を得て、内閣府規制改革推進室において処理する。
- 4 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。